

西都市新農業戦略事業 (環境整備事業・研修事業)

魅力ある農業の基盤整備や新しい農業戦略の構築を図るため、西都市新農業戦略事業補助金を交付しています。**事前申請が必要**となりますので、お早めに裏面問い合わせ先までご相談ください。

※過去に実施していました「認定農業者等育成支援事業」につきましては平成 30 年度で廃止となりますが、整備事業・研修事業につきましては西都市新農業戦略事業において実施されます。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

■補助対象事業・補助対象者・補助対象経費・補助金の額

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助金の額	事業内容例
環境整備事業	・市内に居住し、及び主たる事務所を有する 農業者 3 経営体以上 で組織する団体(ただし、 認定農業者または認定新規就農者を 2 経営体以上含むこと)	新技術導入のための共同機械の購入費、新品目導入のための種苗、肥料、資材の購入費	補助率 2 分の 1 以内 限度額 100 万円	・ICT(情報通信)技術機械 ・IoT(モノのインターネット)技術機械 ・AI(人工知能)技術機械 ・新品目種苗
		新技術導入以外のための共同機械の購入費等	補助率 2 分の 1 以内 限度額 50 万円	・トラクター等の汎用作業機械を除く機械 ・農業用ドローン ・温室、畜舎、サイロ、果樹棚等を除く施設
研修事業	・市内に主たる事務所を有する農事組合法人	旅費、賃借料、報償費、負担金、消耗品費、印刷製本費等	補助率 2 分の 1 以内 限度額 20 万円	・ガソリン代 ・高速代 ・バス賃借料 ・宿泊代 ※飛行機代等は対象外となります。

■ 注意事項

- 市税の滞納をされている場合は対象外です。
- 他の補助事業を受けている場合は対象外です。
- 複数の機械等の購入はできません。(付帯設備は除く。)
- 環境整備事業は、3年に1回の事業となります。
※共同申請人の中に令和3・4年度に交付決定されている方がいる場合は対象外です。
- 研修事業は、2年に1回の事業となります。
※共同申請人の中に令和4年度に交付決定されている方がいる場合は対象外です。
- 予算には限りがあり、予算額に達し次第終了します。

■ 事業の実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業が対象です。

■ 提出書類・スケジュール

1. 要望書 提出

事前に所定の要望書をご提出いただきます。

提出内容 ① 要望書

② 事業金額が確認できる書類（機械・研修の見積書）

「団体名・代表者宛の見積書」を取得してください。

付帯設備等がある場合は「一式」「フルセット」などとせず、各金額が分かるような記載を依頼してください。

③ 購入する機械等のパンフレット（環境整備事業の場合）

④ 研修行程（研修先概要を添付）（研修事業の場合）

2. 補助金交付申請書 提出

要望書確認の結果、目的等が妥当である場合に申請書提出の依頼をします。

提出内容については、下記の通りです。

提出内容 ① 交付申請書

② 団体名簿

③ 団体規約

④ 共同申請書（代表者以外の全員分）

⑤ 市税完納証明書原本（全員分）

⑥ 団体名義の通帳のコピー（口座情報が分かる部分）

⑦ その他個別に必要な書類（場合により依頼します）

3. 納品検査（環境整備事業の場合）

機械を初めて使用される前に、市担当職員が納品検査に伺います。

4. 実績報告書 提出

事業完了後、1ヶ月以内に実績報告書の提出をお願いします。

提出内容については、概ね下記の通りです。

提出内容 ① 実績報告書

② 支出を証明する書類の写し（領収書等）

③ 事業実施が確認できる写真（事業実施写真・研修中写真）

④ 宿泊証明書（研修事業の場合）

⑤ その他個別に必要な書類（場合により依頼します）

5. 利用状況報告 提出

環境整備事業の場合は原則、事業の竣工後6か月以内に利用状況報告（共同利用日誌・写真等）の提出をお願いします。

■ 補助金の支払いについて

補助金の支払いは原則精算払（後払い）です。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、概算払（前払い）により交付します。

精算払の場合は、実績報告書提出から約1ヶ月後に団体名義口座への振り込みとなります。

概算払の場合は、交付決定後、約1ヶ月後に団体名義口座への振り込みとなります。

■ 問い合わせ先

西都市役所 農林課 農政企画係 TEL 43-0382（直通）